

収入保険がはじまります！

<収入保険の具体的な仕組み>

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

■青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

■農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

簡単な加工品(精米など)は含まれます。
一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

■保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った額の9割(支払率)を上限として補てんします。

基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」を組み合わせたかどうかは選択できます。

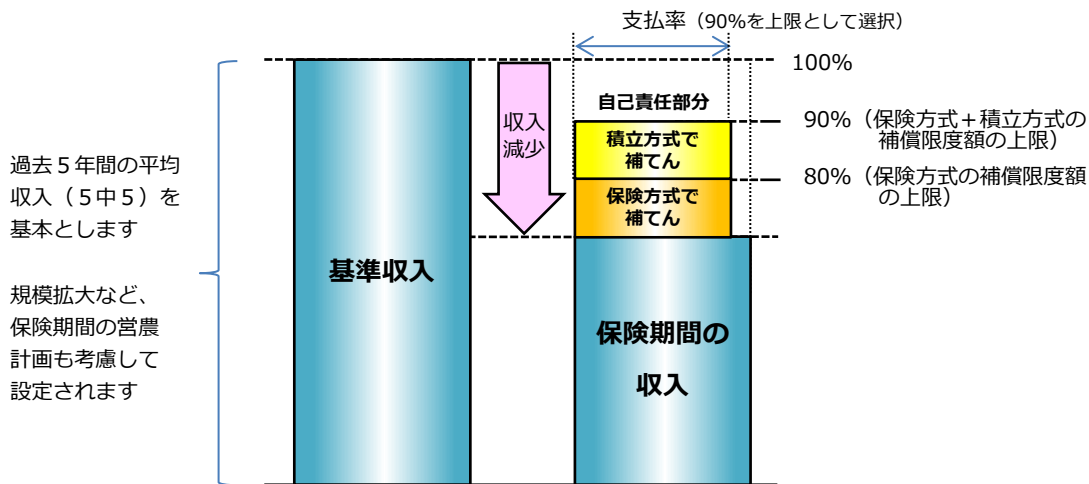
■農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)

保険料は掛捨てになります。保険料率は1.08%(50%の国庫補助後)です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。

積立金は自分のお金であり、補てんに使われたい限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険の補てん方式> (※5年以上の青色申告実績がある場合)



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度額9割(保険8割+積立1割) 支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.8万円
(掛捨て)
積立金は、22.5万円
(掛捨てではない)
事務費 2.2万円
合計 32.5万円

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

収入保険は、平成30年10月から加入申請受付を開始し、平成31年1月から補償を開始します。
収入保険の内容や試算については、お気軽に 東京都農業共済組合 までご相談ください。(042-381-7111)